○外務省告示第九十六号

平成二十三年三月八日にダカールで、ダカール州及びティエス州小中学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ダカール州及びティエス州小中学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十二億千三百万円
3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　深田博史在セネガル大使
セネガル側　アブドゥライ・ディオップ経済・財政大臣

平成二十三年三月二十五日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第九十七号

平成二十三年三月八日にモンロビアで、リベリア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がリベリア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　十一億円
3　署名者
日本側　片上慶一在リベリア大使
リベリア側　トーガ・ジェイウェア・マッキントッシュ外務大臣

平成二十三年三月二十五日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第九十八号

平成二十三年三月九日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がアフガニスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　十億二千六百万円
3　署名者
日本側　髙橋礼一郎在アフガニスタン大使
アフガニスタン側　ザルメイ・ラスール外務大臣

平成二十三年三月二十五日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第九十九号

平成二十三年三月九日にカブールで、バルフ県立病院機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアフガニスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　バルフ県立病院機材整備計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　十億三千六百万円
3　署名者
日本側　髙橋礼一郎在アフガニスタン大使
アフガニスタン側　ザルメイ・ラスール外務大臣

平成二十三年三月二十五日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百号

平成二十三年三月九日にムババーネで、中等教育改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスワジランド王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　中等教育改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十一億四千三百万円
3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　小澤俊朗在スワジランド大使
スワジランド側　シュラングセンピ経済企画開発大臣

平成二十三年三月二十五日

外務大臣　松本　剛明

○財務省告示第八十八号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十五日

財務大臣　野田　佳彦

別表宗教法人出雲大社の項中「平成二十三年三月二十五日」を「平成二十四年三月二十五日」に改め、同表に次のように加える。

宗教法人石清水八幡宮（京都府八幡市八幡高坊三十番地）	重要文化財として指定されている宗教法人石清水八幡宮の建造物の保存修理の費用	平成二十三年三月二十五日から平成二十四年三月二十四日まで

○厚生労働省告示第六十七号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）第二条の三の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき平成二十三年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を次のように定める。

平成二十三年三月二十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

○・〇〇四〇四四

○厚生労働省告示第六十八号

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二百九十二号。以下「経過措置政令」という。）第七条第二項の規定に基づき、平成二十三年度に係る中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十条第二項第三号ロ及び経過措置政令第二条第一項第三号ロ(1)の支給率は、〇とする。

平成二十三年三月二十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

○厚生労働省告示第六十九号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十三年四月一日から同年九月三十日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る同項の厚生労働大臣の定める率は、次の表の上欄に掲げる過去勤務期間の年数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

平成二十三年三月二十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

過去勤務期間の年数	率	
	平成二十三年四月一日から同年九月三十日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合	平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合
一年	○	○
二年	○	○
三年	○	○